東京女子医科大学看護学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、東京女子医科大学看護学会(The Nursing Research Colloquium of Tokyo Women's Medical University)と称す。
- 第2条 本会の事務局を学校法人東京女子医科大学に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は会員相互の学術的研鑽と交流を図り、看護学の発展を目指すことを目的とする。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の 事業を行う。
 - (1)学術集会の開催
 - (2)総会の開催
 - (3)会誌の発行
 - (4)その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
 - (1)正会員
 - (2)準会員
 - (3)替助会員
- 第6条 正会員とは、本会の目的に賛同し、看護 研究、看護教育、看護実践に携わる者で、 理事会の承認を得た者をいう。
- 第7条 準会員とは、本会の目的に賛同する、東京女子医科大学看護学部学生、東京女子 医科大学看護専門学校生で、理事会の承認を得た者をいう。
- 第8条 賛助会員とは本会の目的に賛同する個 人、または団体で、理事会の承認を得た 者をいう。
- 第9条 本会に入会を希望する者は東京女子医科 大学看護学会入会申込書を本会事務局に 提出するものとする。
- 第10条 本会に入会を認められた者は、所定の年 会費を納入しなければならない。

- 2 既納の年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 第11条 会員は、次の理由によりその資格を喪失 する。
 - (1)退会
 - (2)会費の滞納(2年間)
 - (3)死亡または失踪宣告
 - (4)除名
 - 2 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。
 - 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、理事会の議を経て理事長が除名することができる。

第4章 役員および学術集会会長

- 第12条 本会に次の役員を置き、その任期は3年 とし再任を妨げない。但し、引き続き6 年を超えて在任することはできない。
 - (1)理事長 1名
 - (2)副理事長 1名
 - (3)理事 6名

(理事長・副理事長を含む)

- (4) 監事 2名
- (5)評議員 17名
- 第13条 役員の選出は次の通りとする。
 - (1)理事長は理事の互選により選出し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
 - (2)副理事長は理事の中から理事長が指名し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
 - (3)理事・評議員は3年ごとに改選する。
 - (4)理事および監事は評議員の中から選挙で選出し総会の承認を得る。
 - (5)評議員は正会員の中から選挙により選出する。選出の方法は別に定める。
 - (6)評議員に欠員が生じた時は、評議員選挙における次点者が、残任期間その任

に当たるものとする。

- 第14条 役員は次の職務を行う。
 - (1)理事長は本会を代表し会務を統括する。
 - (2)副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
 - (3)理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
 - (4)監事は、本会の事業および会計を監査する。
 - (5)評議員は評議員会を組織し、この会則 に定める事項のほかに理事長の諮問に 応じ、本会の運営に関する重要事項を 審議する。
- 第15条 本会に学術集会会長を置く。
- 第16条 学術集会会長は、評議員会で正会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- 第17条 学術集会会長の任期は1年とし、原則と して再任は認めない。
- 第18条 学術集会会長は学術集会を主催する。

第5章 会 議

- 第19条 本会に次の会議を置く。
 - (1)理事会
 - (2)評議員会
 - (3)総会
- 第20条 理事会は、理事長が招集しその議長となる。
 - 2 理事会は毎年3回以上開催する。但し、 理事の3分の1以上から請求があったと きは、理事長は、臨時に理事会を開催し なければならない。
 - 3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立とする。
- 第21条 評議員会は理事長が招集し、その議長と なる。
 - 2 評議員会は、毎年1回開催する。但し、 評議員の3分の1以上から請求があった とき及び理事会が必要と認めたとき、理 事長は臨時に評議員会を開催しなければ

ならない。

- 3 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立とする。
- 第22条 総会は理事長が招集し、学術集会会長が 議長となる。
 - 2 総会は、毎年1回開催する。但し、正 会員の5分の1以上から請求があったと き及び理事会が必要と認めたとき、理事 長は臨時に総会を開催しなければならな
 - 3 総会は、正会員の5分の1以上の出席または委任状をもって成立とする。
- 第23条 総会は、この会則に定める事項のほか次 の事項を議決する。
 - (1)事業計画および収支予算
 - (2)事業報告および収支決算
 - (3)その他理事会が必要と認めた事項
- 第24条 総会における議事は、出席正会員の過半 数をもって決し、可否同数のときは議長 の決するところによる。

第6章 学術集会

- 第25条 学術集会は毎年1回開催する。
- 第26条 学術集会会長は学術集会の企画運営について審議するため、学術集会企画委員会を を委嘱し、委員会を組織する。

第7章 会 誌 等

第27条 本会は、年1回以上会誌を発行する。

第8章 会計

- 第28条 本会の費用は、会費その他の収入をもってこれに当てる。
 - 2 本会の予算は、評議員会および総会の承認を受け、会誌に掲載しなければならない。
 - 3 本会の決算は、評議員会および総会の承認を受け、会誌に掲載しなければならない。
- 事長は臨時に評議員会を開催しなければ 第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始ま

り、翌年3月31日で終わる。

第30条 学術集会の会計は独立会計とする。

第9章 会則の変更

- 第31条 本会の会則を変更する場合は、理事会及 び評議員会の議を経て総会の承認を必要 とする。
 - 2 前項の承認は、第24条に関わらず出席 者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第10章 雑 則

第32条 この会則に定めるもののほか、本会の運 営に必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成 16 年 10 月 2 日から施行する。 この会則の改正は、平成 19 年 10 月 6 日から施行 する。(第 13 条 (3) 改正)

東京女子医科大学看護学会細則

- 第1条 この細則は、東京女子医科大学看護学会会則第32条に基づき、東京女子医科大学看護学会の運営 に必要な事項を定める。
- 第2条 本会の入会金は3000円とする。
 - 2 本会の正会員の年会費は5000円とする。
 - 3 本会の準会員の年会費は2000円とする。
 - 4 本会の賛助会員の年会費は1口20000円とし、2口以上とする。
- 第3条 学術集会企画委員は次の事項を審議する。
 - (1)学術集会の形式
 - (2)演題の選定および座長の選出
 - (3)その他学術集会の運営に関すること
 - 2 学術集会企画委員は、次の委員をもって組織する。
 - (1)学術集会会長
 - (2) 理事 1 名
 - (3)評議員2名
 - (4)その他学術集会会長が必要と認めた正会員
 - 3 学術集会の研究発表は原則会員に限る。
 - 4 委員長は、学術集会会長とする。
- 第4条 本学会に編集委員会を置く。
 - 2 編集委員会は理事会で推薦された5名程度の委員をもって組織する。
 - 3 編集委員長は理事会から選出された理事をもってあてる。
 - 4 編集委員会は、年1回以上会誌の編集および発行を行う。
- 第5条 本学会に広報委員会を置く。
 - 2 広報委員会は理事会で推薦された5名程度の委員をもって組織する。
 - 3 広報委員長は理事会で選出された理事をもってあてる。
 - 4 広報委員は本学会に関する情報を発信するとともに、会員同士のコミュニケーションを促進する ため以下の活動を行う。
 - (1)ニュースレターの発行
 - (2)ホームページの作成、管理等
- 第6条 本学会に総務委員会を置く。
 - 2 総務委員会は理事会で推薦された5名程度の委員をもって組織する。
 - 3 総務委員長は理事会から選出された理事をもってあてる。
 - 4 総務委員は本会の会員管理および事務局運営を円滑に行うために、以下の活動を行う。
 - (1)会員の名簿管理
 - (2)予算管理
 - (3)事務局の運営、業務遂行に関すること
- 第7条 理事会は必要に応じ委員会を設けることができる。
 - 2 委員長は理事会で選出された理事をもってあてる。

附則

この細則は、平成16年10月2日から施行する。

平成 19 年度 東京女子医科大学看護学会 総会報告

日時:平成19年10月6日(土) 12:00~12:55

場所: 弥生記念講堂

出席:30名

議長:猪熊京子 書記:宗村弥生

開会:尾岸恵三子理事長挨拶

議事: 猪熊第3回学術集会長が議長となり、会員229名、出席者30名、委任状80名との報告があり、総会の成立が確認された。

I. 報告事項

1. 理事会・評議員会報告

水野敏子副理事長より、理事会が平成 18 年度に 5 回、19 年度に 3 回開催、評議会は平成 18 年度に 1 回、19 年度に 1 回開催され、その活動内容について報告された($p.41 \sim p.42$ 理事会・評議員会報告参照)。

2. 各委員会活動報告(資料2)

1)編集委員会

田中恵美子理事より平成18年度編集委員会活動について報告された。

2) 広報委員会

柳修平理事より平成18年度広報委員会活動について報告された。

3) 総務委員会

水野敏子理事より平成18年度総務委員会活動について報告された。

3. 選挙結果(資料3)

海老澤睦選挙管理委員長より、評議員選挙の投票結果と、当選者からは許諾が得られたことが報告された。

4. 新役員について (資料 4)

尾岸恵三子理事長より、17名の新評議員名と6名の新理事名と新理事の担当、2名の監事名が報告された。

理事会の進め方について新理事の担当は旧理事会ではなく新理事会で決定すべきではないかとの意見があった。これに対し、新評議員が選出された後、新評議員会が開催された場で新理事と担当が決められ、内諾も得られていることが説明された。

この総会では新評議員の報告と新理事の報告・承認までとし、理事の担当については新理事会が正式にスタート(平成 20 年 4 月 1 日~)してから決めた方がよいのではなど新理事の担当を決定する時期について議論された。今回の担当は新理事会で決定、内諾されたことをふまえ、報告という形で承認された。

Ⅱ. 審議事項

1. 平成 18 年度決算報告(資料 5)

平成 18 年度決算について、水野敏子副理事長より説明され、金井 Pak 雅子監事より監査報告がされ、 承認された。

2. 平成20年度事業計画(資料6)

尾岸恵三子理事長より、平成20年度事業計画案として 1) 第4回学術集会開催、2) 学会誌第4巻の発行、3) 広報活動の推進、4) 事務処理の円滑化と会員確保について説明され、承認された。

3. 平成 20 年度予算(資料 7)

水野敏子副理事長より、平成20年度予算について説明され、承認された。

4. 会則変更について

水野敏子副理事長より、会則第13条(3)は「理事・評議員は3年ごとにその半数を改選する」としているが、この会則によると半数の理事・評議委員の任期が6年におよぶことになる。よって、「半数を」の部分を削除し全員を3年ごとに改選することが提案され、承認された。

Ⅲ. その他

1. 第5回学術集会会長

尾岸恵三子理事長より、東京女子医科大学東医療センターの鎌倉里美看護部長が第5回学術集会会長となることが報告された。

2. 第4回学術集会会長挨拶

次期学術集会会長である東京女子医科大学看護学部の水野敏子教授より挨拶があり、第4回学術集会 は平成20年10月4日(土)、東京女子医科大学弥生記念講堂にて開催されることが紹介された。

以上

平成 18 年度・平成 19 年度東京女子医科大学看護学会理事会報告

(平成18年度総会以降の理事会を含む。)

第4回 書面理事会(平成18年度) 平成18年11月 新入会員承認と退会者の承認

第5回 理事会

平成 19 年 3 月 26 日 (月) 17:00 ~ 19:00 議題

- 1) 新入会員承認
- 2) 評議員選挙について
- 3) 平成19年度理事会について
- 4) 学術集会・学会運営について

第1回 理事会 (平成19年度)

平成 19 年 5 月 14 日 (月) 17:00 ~ 19:00 議題

- 1) 新入会員の承認と退会者の承認
- 2) 評議員選挙について
- 3) 平成18年度決算報告
- 4) 第3回学術集会について
- 5) 各委員会報告

第2回 理事会

平成 19 年 7 月 30 日 (月) 17:00 ~ 19:00 議題

- 1) 新入会員の承認と退会者の承認
- 2) 入会承認の手続きの変更について
- 3) 会費納入手続きの変更について
- 4) 会則の改定について
- 5) 平成20年度の事業計画と予算について
- 6) 評議員選挙結果

第3回 理事会

平成 19 年 9 月 26 日 (木) 16:00 ~ 17:00 議題

- 1)新入会員の承認
- 2) 平成20年度事業計画
- 3) 平成20年度予算
- 4) 会則変更について
- 5) 第5回学術集会会長

平成 19 年度 東京女子医科大学看護学会 評議員会報告

日時 平成19年9月26日 (水)17:00~18:00

議題

- 1. 会員数の報告
- 2. 平成 20 年度事業計画
- 3. 平成 20 年度予算
- 4. 選挙結果について
- 5. 第5回学術集会会長
- 6. 理事会報告
- 7. 各委員会活動報告
- 8. 平成 18 年度決算報告
- 9. 会則変更について

以上

平成 18 年度 東京女子医科大学看護学会委員会活動報告

編集委員会

- 1. 東京女子医科大学看護学会第2回学術集会 学術集会会長、地域連携フォーラム・シンポジウム参加者への原稿依頼
- 2. 東京女子医科大学看護学会誌 (第2巻第1号) の発刊 (平成19年3月31日発刊)
- 3. 会員への学会誌配送、および看護系大学図書館への寄贈
- 4. 医学文献利用許諾契約 (特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会)

広報委員会

- 1. ニュースレターの発行
- 2. ホームページの発信

総務委員会

委員会開催日:第1回会議 平成18年4月6日(水)

第2回会議 平成18年5月15日(月)

第3回会議 平成18年6月5日(月)

第4回会議 平成18年7月25日(火)

第5回会議 平成18年9月20日(水)

第6回会議 平成18年10月5日(水)

第7回会議 平成18年10月23日(月)

第8回会議 平成19年1月17日(水)

第9回会議 平成19年3月23日(金)

第10回会議 平成19年3月26日(月)

活動内容

- 1) 会員名簿管理
- 2) 卒業生、修了生、認定修了生他、新規会員獲得に向けた勧誘活動
- 3) 理事会の開催準備と運営
- 4) 評議員会開催準備と運営
- 5) 総会開催準備(総会案内・総会出欠通知確認)と運営
- 6) 選挙規定案の作成
- 7) 個人情報保護方針案の作成
- 8) 脱会届・脱会承認のお知らせに関するフォーマット作成
- 9)総務委員会記録の管理について
- 10) 平成 17 年度会計報告書作成
- 11) 平成 18 年度予算執行管理
- 12) 平成 19 年度予算案作成
- 13) 第1回評議員選挙の準備

平成 19 年 7 月 30 日

東京女子医科大学看護学会 評議員選挙 結果報告

東京女子医科大学看護学会選挙管理委員会

1. 実施内容

1) 告示

東京女子医科大学看護学会誌第2巻1号にて告示を行った。

2) 選挙人数

選挙権を有する学会員は96名であった。

3) 被選挙人数

被選挙権を有する学会員は64名であった。

4) 選挙日程

5月28日 選挙人に投票用紙を送付

6月30日 投票締め切り

7月9日 開票

2. 開票結果

1) 投票数

投票率は56.25%で、投票数は432票であった。うち、有効投票数431票、無効投票数1票(白票)であった。

2) 当選者名(8名、五十音順、敬称略)

會田信子

伊地知淑子

金井 Pak 雅子

諏訪茂樹

寺町優子

久田 満

松嵜英士

柳 修平

3) 立会人

水野敏子学会総務委員長の立ち会いの下に行った。

3. 当選者の諾否

当選者8名より許諾の連絡を受けた。

以上

東京女子医科大学看護学会新評議員

(五十音順・敬称略)

	氏 名	所 属
1	會 田 信 子	東京女子医科大学看護学部
2	伊地知 淑 子	東京女子医科大学東医療センター看護部
3	小 川 悦 代	東京女子医科大学看護専門学校
4	尾 岸 恵三子	東京女子医科大学看護学部
5	金井 Pak 雅子	東京女子医科大学看護学部
6	鎌倉里美	東京女子医科大学東医療センター看護部
7	川野良子	東京女子医科大学病院看護部
8	久 米 美代子	東京女子医科大学看護学部
9	佐 藤 紀 子	東京女子医科大学看護学部
10	諏 訪 茂 樹	東京女子医科大学看護学部
11	高 坂 美 枝	東京女子医科大学八千代医療センター看護局
12	寺 町 優 子	前東京女子医科大学看護学部
13	久 田 満	上智大学総合人間科学部心理学科
14	松 嵜 英 士	東京女子医科大学看護学部
15	水 野 敏 子	東京女子医科大学看護学部
16	山 元 由美子	東京女子医科大学看護学部
17	柳修平	東京女子医科大学看護学部

H.20.4.1 ~ H23.3.31

東京女子医科大学看護学会新理事

(五十音順・敬称略)

	氏 名	所 属
1	尾岸恵三子	東京女子医科大学看護学部
2	鎌倉里美	東京女子医科大学東医療センター看護部
3	久 米 美代子	東京女子医科大学看護学部
4	佐 藤 紀 子	東京女子医科大学看護学部
5	水 野 敏 子	東京女子医科大学看護学部
6	柳 修 平	東京女子医科大学看護学部

 $\rm H.20.4.1 \sim H23.3.31$

東京女子医科大学看護学会監事

	氏 名	所 属
1	小 川 悦 代	東京女子医科大学看護専門学校
2	川 野 良 子	東京女子医科大学病院看護部

 $\rm H.20.4.1 \sim H23.3.31$

東京女子医科大学看護学会平成 18 年度決算

自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日

収入の部 (単位:円)

項目	18 年度予算額	18 年度決算額	増減額	備考
I 会費	1,020,000	1,058,000	38,000	前年度未納金 8,000 × 16 = 128,000
1 会員会費	980,000	1,018,000	38,000	$5,000 \times 157 = 785,000$
2 賛助会員会費	40,000	40,000	0	$3,000 \times 35 = 105,000$
Ⅱ 雑収入	50,000	50,507	507	
1 利子収入	0	507	507	
2 学会誌販売	0	0	0	
3 その他	50,000	50,000	0	学術集会より返金
Ⅲ 小計	1,070,000	1,108,507	38,507	
IV 前年度繰越金	118,084	620,502	502,418	
収入合計 (A)	1,188,084	1,729,009	540,925	

支出の部

文出の部				
項目	18 年度予算額	18 年度決算額	増減額	備考
I 総会費	100,000	93,777	6,223	
1 学術集会貸与	50,000	50,000	0	
2 諸経費	50,000	43,777	6,223	総会垂れ幕代、郵送費、他
Ⅱ 会議費	10,000	9,052	948	理事会、評議会
Ⅲ 編集委員会活動費	500,000	500,183	▲ 183	
1 郵送費	20,000	19,846	154	
2 印刷費	400,000	400,000	0	
3 事務費	40,000	19,502	20,498	
4 会誌郵送費	40,000	58,000	1 8,000	
5 その他	0	2,835	2 ,835	会議費
IV 広報委員会活動費	80,000	38,080	41,920	
1 郵送費	40,000	0	40,000	
2 事務費	40,000	38,080	1,920	印刷カード、ホームページビルダー他
V 総務委員会活動費	305,000	281,462	23,538	
1 郵送費	25,000	12,950	12,050	
2 封筒作成費	50,000	14,175	35,825	
3 印刷費	150,000	157,000	1 7,000	
4 事務費	80,000	83,917	▲ 3,917	
5 その他	0	13,420	▲ 13,420	会議費
VI 予備費	193,084	0	193,084	
支出合計 (B)	1,188,084	922,554	265,530	
次年度繰越金(C)=(A)-(B)	0	806,455	275,395	
総合計 (B) + (C)	1,188,084	1,729,009	540,925	

平成 18 年度決算報告について監査を行い,会計帳簿,証書類を照合調査の結果, 上記の通り相違ないことを認めます.

> E事 自由心脏子会的 上方光美子

2007年5月14日

2007年5月14日

平成 20 年度事業計画案

- 1. 第4回学術集会開催
- 2. 学会誌第4巻の発刊
- 3. 広報活動の推進
- 4. 事務処理の円滑化と会員確保

平成 20 年度 東京女子医科大学看護学会各委員会活動計画

編集委員会

- 1. 東京女子医科大学看護学会誌 (第4巻第1号) の発刊 (平成21年3月下旬発刊予定)
- 2. 会員への学会誌配送、および看護系大学図書館への寄贈(約200校)

広報委員会

- 1. 第4回学術集会の案内と合わせて、学会加入の増員を目指し学会のPR活動を行う。
- 2. 第4回学術集会のメインテーマおよび実施計画が定まり次第,ホームページをリニューアルし広報活動を行う。
- 3. 学術集会の内容および入会の案内のパンフレットを作成し、東京女子医科大学看護系同窓会に依頼の上で発送する。
- 4. 学会員を対象としたニュースレターを発行する。
- 5. 会員の看護研究等を支援する企画を立案し、広報活動の幅広い展開を検討する。

総務委員会

- 1. 会員名簿管理
- 2. 卒業生、修了生、認定修了生他、新規会員獲得に向けた勧誘活動
- 3. 理事会・評議員会の開催準備と運営
- 4. 総会開催準備 (総会案内・総会出欠通知確認) と運営
- 5. 予算管理・執行
- 6. 会費納入促進の検討

資料7

東京女子医科大学看護学会平成 20 年度予算案

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

収入の部 (単位:円)

項目	19 年度予算額	20 年度予算額	備考
I 会費	1,160,000	1,160,000	
1 会員会費	1,120,000	1,120,000	年会費 5,000 円× 200 名 =1,000,0000 入会金 3,000 円× 40 名 =120,000
2 賛助会員会費	40,000	40,000	2 🗆
Ⅱ 雑収入	50,000	50,000	
1 利子収入	0	0	
2 学会誌販売	0	0	
3 その他	50,000	50,000	学術集会貸与より
Ⅲ 前年度繰越金	193,084	258,084	
計	1,403,084	1,468,084	

支出の部

文田の部			
項目	19 年度予算額	20 年度予算額	備考
I 総会費	100,000	155,000	
1 学術集会貸与	50,000	100,000	
2 諸経費	50,000	55,000	往復はがき代 (会員増加による)
Ⅱ会議費	50,000	15,000	理事会3回、評議会1回、 交通費等
Ⅲ 編集委員会活動費	510,000	510,000	
1 郵送費	15,000	15,000	
2 印刷費	400,000	400,000	
3 事務費	40,000	20,000	総務でまとめて封筒を作成するため封筒作成費を減額
4 会誌郵送費	40,000	60,000	
5 会議費	15,000	15,000	
IV 広報委員会活動費	80,000	80,000	
1 郵送費	32,000	25,000	
2 事務費	48,000	55,000	
V 総務委員会活動費	405,000	335,000	
1 郵送費	60,000	20,000	
2 封筒作成費	100,000	70,000	
3 印刷費	150,000	150,000	
4 事務費	80,000	80,000	
5 会議費	15,000	15,000	
VI 予備費	258,084	373,084	
育	1,403,084	1,468,084	

東京女子医科大学看護学会役員選挙に関する規定

(目的)

第1条 この規定は学会会則第13条にもとづき選挙が公明適正に行われるように、これを定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

- 第2条 理事会は、正会員の中から3名の選挙管理委員を委嘱する。
 - 2. 選挙管理委員は選挙管理委員会(以下「委員会 | とする)を組織する。
 - 3. 委員会に選挙管理委員長をおく。選挙管理委員長1名は互選によって定める。
 - 4. 選挙管理委員は選挙権および被選挙権を有する。
- 第3条 委員会は次の事業を行う。
 - (1)選挙の公示
 - (2) 投票用紙の作成・配布・回収
 - (3) 開票および投票の有効・無効の判定
 - (4) 当選人の公示
 - (5) その他、選挙が適正に行われるための必要な事項

(選挙権および被選挙権)

- 第4条 その年度の会費を規定の期日までに納入した正会員は選挙権を有する。
- 第5条 入会年度を含め2年以上経過し、規定の期日までに会費を納入した正会員は被選挙権を有する。
- 第6条 選挙人名簿および被選挙人名簿を作成し、委員会の承認を得て正会員に配布しなければならない。

(選挙期日)

第7条 選挙の期日は、委員会で決定し、理事会での承認を得て正会員に告示しなければならない。

(投票)

- 第8条 選挙は無記名投票により行う。
- 第9条 投票は評議委員の改選人数を連記する。

(投票の取り扱い)

- 第10条 開票は委員会が行う。
 - 2. 開票は通知した指定の期日までの消印で委員会に到着したものについて行う。

(無効投票)

- 第11条 次の投票は無効とする。
 - (1) 正規の投票用紙および封筒を用いないもの
 - (2) 記載された候補者が明らかでない場合や、候補者以外の氏名を記載したもの
 - (3)1票中に定数以上の候補者氏名を記載したもの

(4) その他、選挙規定に反するもの

(当選人)

- 第12条 当選人は次に該当するものとする。
 - (1) 有効投票を多数得たものから順に当選人とする。
 - (2) 同数の有効投票を得たものについては、抽選により当選人を決定する。
 - (3) 当選人が辞退したときは、次点のものから順に繰り上げて当選人とし承諾を得る。

(当選人の公示)

第13条 当選人が決定したら、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。 また、当選人氏名を会員に公示する。

(その他)

第14条 この規定を施行するにあたり、疑義が生じた場合、委員会はその旨を理事会に報告しなければならない。

(規定の変更)

第15条 この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

附則

第16条 この規定は、平成18年10月7日から施行する。

東京女子医科大学看護学会 個人情報保護方針

平成18年7月3日 (理事会承認)

東京女子医医科大学看護学会(以下,本学会と略す)は、会員の個人情報についてその重要性を認識し、個人情報の適切な収集・利用・安全管理に務めます。

個人情報の収集

個人情報の収集に際しては、本学会に定めた事業と目的に沿ったサービスの提供などのために必要な範囲においてのみ、本人の同意に基づく適切な方法で収集します。

個人情報の利用および提供

収集した個人情報は、業務遂行と会員サービスへの反映のために、次の利用目的の範囲に限り使用します。

- 1) 入会・会員情報の更新・退会手続き
- 2) 学術集会・総会・学会催しの案内, 学会誌・ニュースレターの発送
- 3) 年会費請求書などの送付
- 4) 学会が行う調査票やアンケートの発送
- 5) その他, 学会が発信する情報の発送

収集した個人情報は、次の場合を除き第三者に提供することはありません。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 本人の同意がある場合
- 3) 個人情報の保護・管理に関する契約を結んだ外部要員に預託する場合

個人情報の管理

本学会が収集した個人情報は、紛失、破壊、改ざん、漏えいなどを防止するため適正に管理します。個人情報を入力している端末は、外部からの不正アクセスを防ぐためインターネットに接続していません。 本学会の保有する個人情報は、利用目的に応じて正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

業務の一部を外部要員に預託する場合、個人情報の保護、および適正な取り扱いに関する契約を結ぶことにより、安全管理措置を遵守いたします。

個人情報の開示および訂正等

本学会が保有する個人情報について、その情報提供の本人から開示および変更・訂正・削除を求められた場合は、適切な本人確認の手続きを経たうえで遅滞なくこれに応じます。

個人情報保護の維持および改善

本学会は、法令の変更その他の理由を考慮し、個人情報の保護、管理が適正に行われるよう見直し、改善に努めます。

個人情報の確認・問い合わせ

東京都新宿区河田町 8 - 1 東京女子医科大学看護学部内 東京女子医科大学看護学会

FA X: 03-3341-8832

東京女子医科大学看護学会理事名簿

(五十音順・敬称略)

(◎:理事長、○:副理事長)

	氏 名	所 属
1	猪 熊 京 子	東京女子医科大学病院看護部
2	◎ 尾 岸 恵三子	東京女子医科大学看護学部
3	高 坂 美 枝	東京女子医科大学八千代医療センター看護局
4	田中美恵子	東京女子医科大学看護学部
5	〇 水 野 敏 子	東京女子医科大学看護学部
6	柳 修 平	東京女子医科大学看護学部

H.17.4.1 ~ H20.3.31

東京女子医科大学看護学会評議員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏 名	所 属
1	猪 熊 京 子	東京女子医科大学病院看護部
2	小 川 悦 代	東京女子医科大学看護専門学校
3	尾 岸 恵三子	東京女子医科大学看護学部
4	加藤登紀子	東京女子医科大学看護学部
5	金井 Pak 雅子	東京女子医科大学看護学部
6	鎌倉里美	東京女子医科大学東医療センター看護部
7	川野良子	東京女子医科大学病院看護部
8	久 米 美代子	東京女子医科大学看護学部
9	佐 藤 紀 子	東京女子医科大学看護学部
10	高 坂 美 枝	東京女子医科大学八千代医療センター看護局
11	田中美恵子	東京女子医科大学看護学部
12	寺 町 優 子	東京女子医科大学看護学部
13	久 田 満	上智大学総合人間科学部心理学科
14	土 方 浩 美	東京女子医科大学看護学部
15	水 野 敏 子	東京女子医科大学看護学部
16	山 元 由美子(*)	東京女子医科大学看護学部
17	柳修平	東京女子医科大学看護学部

 $\begin{array}{c} \text{H.17.4.1} \sim \text{H20.3.31} \\ ^{(*)} \text{H.18.4.1} \sim \text{H20.3.31} \end{array}$

平成 19 年度 東京女子医科大学看護学会委員会委員名簿

(敬称略)

(◎:委員長)

		氏名	<u></u>	所属
編集委員会	○田	中	美恵子	東京女子医科大学看護学部
	猪	熊	京 子	東京女子医科大学病院看護部
	木	村	みどり	東京女子医科大学看護学部
	小	Щ	達也	東京女子医科大学看護学部
	嵐		弘 美	東京女子医科大学看護学部
広報委員会	◎柳		修 平	東京女子医科大学看護学部
	高	坂	美 枝	東京女子医科大学八千代医療センター看護局
	日	沼	千 尋	東京女子医科大学看護学部
	小	Ш	久貴子	東京女子医科大学看護学部
総務委員会	◎水	野	敏 子	東京女子医科大学看護学部
	竹	内	道子	東京女子医科大学看護学部
	服	部	真理子	東京女子医科大学看護学部
	太	田	祐 子	東京女子医科大学看護学部
	坂	井	志 麻	東京女子医科大学看護学部

東京女子医科大学看護学会誌 投稿規程

1. 投稿資格

投稿者は著者および共著者を含め本学会会員 および準会員(賛助会員を除く)に限る。但し、 編集委員から依頼された原稿はこの限りではな い。

- 2. 投稿論文の受理・採択
 - 1) 受理した原稿は返却しない。
 - 2) 投稿論文の採否の決定は編集委員会がこれ にあたる。ただし、専門領域に応じて適切な 第三者に査読を依頼し、その結果を参考とす る。

3. 原稿の種類

- 1) 原稿の種類は以下の5種類とする。
- 【総説】ある主題に関連した研究文献等をレビューし、当該主題について総括的に概説し、 見解を述べたもの。
- 【論説】ある主題に関連した論述、展望、提言。 【研究論文】独創的で、新しい知見が論理的に 示された研究成果で、学術的な意義が明らか であるもの。
- 【資料】上記の分類に該当しない調査、実験、 事例、実践の報告、および資料等で、本学会 員の研鑚に資するもの。
- 【その他】本会の目的に合致する見解等で、編 集委員会が適当と認めたもの。
- 2) 投稿論文は未発表のものに限る。

4. 倫理的配慮

人を対象とした論文は、東京女子医科大学倫理委員会規程ならびに遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会規程に則って行われた研究であり、また動物を用いた研究は本学動物実験倫理委員会規程を遵守して行われた研究でなければならない。なお、本学以外で行われた研究の場合は、これに準ずるものとする。

5. 投稿手続

投稿原稿は、プリントアウトしたものを、
3部(正1部、副2部)送付する。

- 2) 査読が終了した時点で、速やかに 3.5 イン チのフロッピー・ディスクにテキスト形式で 保存し、プリントアウトしたものとともに提 出する。
- 3) 原稿は封筒の表に「東京女子医科大学看護学会誌原稿」と朱書し、下記に書留郵送する。 〒162-8666

東京都新宿区河田町 8-1 看護学部内東京女子医科大学看護学会編集委員会

6. 執筆要領

- 1) 原稿は A4 判横書きで、1 行文字数を全角 35 字、1 ページの行数を 28 行(約 1000 字) とする。
- 2) 投稿論文は、図表を含め以下の枚数以内とする。

総説 12 枚以内 (12,000 字) 論説 10 枚以内 (10,000 字) 研究論文 16 枚以内 (16,000 字) 資料 12 枚以内 (12,000 字) その他 8 枚以内 (8,000 字)

- 3) 原稿には表紙をつけ、以下を記す。
 - 表題、英文表題(すべて大文字とする)、著者名(ローマ字とも)、所属機関名(英文名とも)、図・表および写真等の枚数、キーワード(日本語、英語各々4語程度)、希望する原稿の種類、別刷必要部数、著者全員の会員番号、連絡先住所、電話番号およびFAX番号、E-mailアドレス。
- 4) 図・表および写真は、それぞれ通し番号を 付け、本文とは別に一括し、本文原稿右欄外 に、挿入位置を朱書きする。
- 5) 原稿はなるべく当用漢字、新かなづかいと し、外国語はカタカナで、外国人名、日本語 訳が定着していない学術用語は、原則として 活字体の原綴りで書く。
- 6) 文献記載の様式は以下の通りとする。
 - (1) 本文中に著者名、発行年次を括弧表示する。
 - (2) 文献は本文末尾に著者名のアルファベット順に列記する。共著者は3名まで表記する

こととする。

【雑誌掲載論文】

著者名(発行年次): 論文表題,掲載雑誌名, 号もしくは巻(号),最初のページ数-最後 のページ数.

【単行本】

著者名(発行年次):書名(版数),出版社名,発行地,

著者名(発行年次):論文表題,編者名,書名(版数),ページ数,出版社名,発行地.

【翻訳書】

原著者名(原書の発行年次)/訳者名(翻訳書の発行年次):翻訳書の書名(版数),出版社名,発行地.

7) 研究論文希望の場合には、300words 前後 の英文抄録ならびに 800 字以内の和文抄録を 付ける。英文抄録は、表題、著者名、所属、 本文の順に記載する。

7. 著者校正

著者校正は1回までとする。大幅な加筆、修 正は認められない。

8. 著作権

著作権は本学会に帰属する。

- 9. 著者が負担すべき費用
 - 1) 掲載料は原則として無料とする。
 - 2) 別刷料 別刷はすべて実費を著者負担とする。
 - 3) その他 図表等、印刷上特別な費用を必要 とした場合は、著者負担とする。

10. 投稿締切

原則として毎年9月10日を締切とする。但し、 当日が休日にあたる場合はその前日を締め切り とする。





学会員の皆様へのお知らせ

平成20年度より入会費および年会費の納入が銀行振り込みでも可能となりました。口座番号は下記の通りとなっております。ぜひ、ご利用ください。

銀行振り込みに際して、振込みは一人ずつ個別でお願いいたします。 数人でまとめて入金された場合は、振込み代表者の入金の扱いとさせ ていただきます。また、入会費および数年間の年会費が未納の場合、 最も古い年度から入金済みの扱いとさせていただきます。

なお、郵便振込みも従来どおりにご利用いただけます。 年会費のスムーズな運営にご協力ください。

口座番号

三菱東京 UFJ 銀行 東京女子医大出張所 (普通) 口座番号 1051242 東京女子医科大学看護学会

◆編集後記

東京女子医科大学看護学会誌第3巻第1号を皆様のお手元に届けることができますのは、この上のない喜びです。2004年10月の設立総会を以て産声をあげ、2005年4月から正式にスタートした東京女子医科大学看護学会、ようやく3歳となりました。2006年3月の学会誌第1巻の発刊から、今回の第3巻発刊までの間、東京女子医科大学看護学会の最初の歩みを留める仕事に携わることが出来ましたことを大変光栄に思います。東京女子医科大学看護学会の益々の発展を祈念いたします。

(編集委員長 田中美恵子)

私は、皆様が投稿された論文の題を英訳させていただいております。ただ日本語の題だけを見ても、すぐ 英訳できないようなものが多く、原稿を読ませていただきながら訳を考えます。けれども、どの論文も内容 が濃く、簡単に訳せない、というのが正直なところです。皆様が原稿に込めた思いや意思が伝わるだろうか、 と心配にもなります。もし、不適切な訳のものがございましたら、どうぞお許しください。今後も、皆様の ご期待にそえるような訳ができますよう、精進を続けてまいりたいと思います。

(編集委員 木村みどり)

東京女子医科大学学術集会は毎年ユニークなテーマで開催され、第3回学術集会が平成19年10月6日に 終了しました。19年度は、博士後期課程の第1回卒業生が誕生し看護の学術的体系が整いました。

東京女子医科大学学術集会は女子医大で開催されるという親しみやすさがあり、しかもすばらしい先生方の示唆を頂ける機会であります。各々が、看護の研究成果を発表する場として、取り組まれている看護のテーマを忌憚なく語り合い互いの学びと発展の場として活用して頂くことを期待しています。今後も多くの投稿をお待ちしています。

(編集委員 猪熊京子)

発刊を通じ、関係者の皆様のご尽力を実感した一年でした。栄えある第3巻の発刊に関らせていただきま したことに感謝申し上げます。

(編集委員 嵐弘美)

女子医大に勤務を始めてから3年間、看護学会誌の編集の仕事に携わってきました。投稿論文や学術集会の内容について掲載を行っていますが、学会誌が会員の皆様や看護に携わる多くの皆様に役立つことを心から願っております。今後も皆様からのご投稿をお待ちしております。

(編集委員 小山達也)

編集委員:

委員長 田中美恵子 委 員 猪熊 京子 木村みどり 小山 達也 嵐 弘美

東京女子医科大学看護学会誌 第3巻 第1号

2008年3月31日

発行者:東京女子医科大学看護学会東京都新宿区河田町8-1 電話03(3353)8111代

印刷·製本:協和印刷工業株式会社 東京都目黒区原町1-15-14 電話03(3793)2531代